

檜枝岐村漁業協同組合 内共第 2 6 号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

変 更 (案)				現 行			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは、当該額の 2 分の 1 に相当する額とする。				第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは、当該額の 2 分の 1 に相当する額とする。			
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
い わ な や ま め	竿 釣	1 日	<u>1, 3 0 0</u> 円 (組合事務所又は取扱所)	い わ な や ま め	竿 釣	1 日	<u>1, 0 5 0</u> 円 (組合事務所又は取扱所)
		1 日	<u>2, 0 0 0</u> 円 (遊 漁 現 場)			1 日	<u>1, 5 0 0</u> 円 (遊 漁 現 場)
		1 年	<u>6, 0 0 0</u> 円 (組合事務所又は取扱所)			1 年	<u>4, 8 0 0</u> 円 (組合事務所又は取扱所)
2 (略)				2 (略)			
付 則 この規則は令和 9 年 1 月 1 日から施行する。							